令和８年（フ）第１６１４号
札幌市西区琴似４条６丁目２番21―202号
債務者　大津ゆう子（旧姓花田、中村）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３３号
北海道江別市文京台33番地の23　障害者グループホーム文京の里２―205号室
債務者　諏訪　　陸
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６９号
札幌市東区北17条東１丁目５番２号　ＫＡＴＳＵＲＡ17―７号
債務者　前川　悠然
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４４号
北海道滝川市江部乙町西11丁目12番47号
債務者　羽鳥　　翼
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第１９号
北海道岩内郡岩内町字東山69番地１　コーポ円山Ⅲ１号室
債務者　城ケ崎紗央里（旧姓荒川）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第４号
北海道紋別市花園町６丁目６番14号
債務者　小野　　優
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
旭川地方裁判所紋別支部

令和８年（フ）第１９８号
釧路市富士見２丁目１番29号
債務者　梅川　美里
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５８号
群馬県前橋市南町二丁目20番地８　Ａ棟
債務者　細川まりこ
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２７０号
群馬県伊勢崎市粕川町1630番地　Ｇ、旧住所群馬県伊勢崎市境下武士363―１
債務者　曽根　啓美
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
群馬県太田市藪塚町2966番地３　ソルボンヌＡ―103号
債務者　小島　桃花
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１６３号
群馬県邑楽郡大泉町坂田七丁目22番22号
債務者　宮原　富雄
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３２９号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目23番８号　ボヌールⅡ　101号
債務者　林　幸太郎
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３７４号
堺市美原区大饗60番地６
債務者　本田　旦王
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
堺市美原区大饗60番地６
債務者　本田伊津子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６３２号
大阪府松原市天美我堂７丁目496番地の１（Ａ棟103号）
債務者　宮田　快斗
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５３号
堺市東区野尻町156番地
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６２号
堺市西区鳳西町１丁80番地３　ロイヤルマンション101号
債務者　清水明日香
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係